第一 一千五百十四号

日

平成二十七年

月

六月一日 曜

南アルプス市在家塚字神ノ木八九五番の二 地先まで 南アルプス市飯野字街道端三四五〇番の 地先から 旧 新 九・三~ 九・三~ 一〇七・〇 六二・ 六二・ 九 九

目 次

示

○道路法に基づく兼用工作物の管理方法の協議…………………………………………三六○ ○道路の供用開始(二件)…………………………………………………………………三五九

○限度 ○平成二十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の......三六一

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について…………………………三六|

告 示

山梨県告示第百九十号

路の区域を変更する。その関係図面は、 般の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、 この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一 山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 次のとおり道

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類 県道

今諏訪北村線

 \equiv \equiv 路 道路の区域 線 名

Ш

梨

県

公

報

第二千五百十四号

平成二十七年六月

日

X

間 の旧別新

敷地の幅員 (メートル 延 (メー j 長

種類の

路 線 名

区

山梨県告示第百九十一号

まで一般の縦覧に供する。 設事務所 路の供用を開始する。その関係図面は、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 (吉田支所を除く。) において、 山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建 この告示の日から平成二十七年六月二十二日 次のとおり道

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤

斎

県道	種道類の
山線 上野原丹波	路 線 名
の一地先までの一地先までの一地先までと野原市西原字南向六七五八番と野原市西原字南向六七三五番と野原市西原字南向六七三五番	区間
八 四 · 五	(メートル) 長
年六月一日	期日開始の

山梨県告示第百九十二号

般の縦覧に供する。 所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一 路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

平成二十七年六月一日

山梨県知事

後 藤

斎

間 (メー 延 1 ル 長 期 供用開始 日 0

三五九

Ш

_
_
1
ァ
_
(

					県道
					甲府韮崎線
部分に限る。)	(ただし、関係図面に表示する	地先まで	甲府市丸の内二丁目三九番の一	S	甲府市丸の内二丁目一番地先か
					四八:三
				年六月一日	八・三平成二十七

山梨県告示第百九十三号

理に関する協議が、次のとおり成立した。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二十条第一項の規定による兼用工作物の管

く。)において、この告示の日から平成二十七年六月二十二日まで一般の縦覧に供する。 その関係図書は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所 平成二十七年六月一日 (峡北支所を除

山梨県知事 後 藤

斎

道路の種類及び路線名

県道 甲府韮崎線

道路の位置

甲府市丸の内一丁目三十番の二及び三十番の三の各一部、同市丸の内一丁目三十番 の四並びに同市丸の内一丁目三十番の五及び三十番の六の各一部

他の工作物の管理者

-府駅南口駅前広場管理者 山梨県知事

兀 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

1 兼用工作物及び附属物等の新設、改築、維持、 修繕及び災害復旧に関すること

2 管理者以外の者の行う工事に関すること

3 占用に関すること

4 駐車場及び地下駐輪場に関すること

5 放置物件に対する措置に関すること

6 通行の禁止又は制限に関すること

管理瑕疵に関すること

五. 管理の期間

平成二十七年六月一日から当該区域が県道から除外されるまで

公 告

• 特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤

斎

申請のあった年月日 平成二十七年五月二十一日

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 びにその定款に記載された目的 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人キャロル

1

代表者の氏名 前嶋 章男

3 2 主たる事務所の所在地 山梨県甲斐市富竹新田七百六十四番地

4 定款に記載された目的

域福祉に寄与することを目的とする。 支援することを目的として、住み慣れた自宅へ訪問し介護に関する事業を行い、地 生活を送るのに困難な者、またはそれらに携わる人たちの生活が円滑に行える様に この法人は、高齢化する地域社会で、高齢者を中心とした地域住民に対し、日常

 \equiv 縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月二十四日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十七年六月一日

後 藤

斎

山梨県知事

申請のあった年月日 平成二十七年五月二十一日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

名称 特定非営利活動法人おおつき社会福祉士事務所ソーシャル

2 代表者の氏名 石井 始天

3 主たる事務所の所在地 山梨県大月市富浜町宮谷千三十八番地

定款に記載された目的

社会の実現に寄与することを目的とする。 や家族が住み慣れた地域で、誰もが安心して自分らしく暮らし続けることができる 力や生活能力に支援が必要な人に対し権利擁護に関する事業を行い、これら当事者 この法人は、認知症や知的障害、 精神障害、 発達障害、身体障害等により判断能

縦覧期間 平成二十七年五月二十五日から同年七月二十四日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後

斎

一 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的

申請のあった年月日 平成二十七年五月二十五日

1 名称 特定非営利活動法人スマイル桑の実

2 代表者の氏名 守屋 誠司

3 主たる事務所の所在地 山梨県韮崎市藤井町坂井七百六十一番地

4 定款に記載された目的

もって障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。 この法人は、障害者等に対して、その自立や地域移行の支援に関する事業を行い、

縦覧期間 平成二十七年五月二十六日から同年七月二十五日まで

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、 平成二十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

平成二十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法 のとおり公表する。 律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後

斎

甲府地区水源かん養保安林 同 0 単 位 لح さ n る 保 安 林 皆 五六一・三四へクタール 伐 面 積 0 限 度

Ш

梨

県 公

報

第二千五百十四号

平成二十七年六月一日

鰍沢地区土砂流出防備保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 韮崎地区水源かん養保安林 鰍沢地区保健保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 笛吹川干害防備保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 笛吹川水源かん養保安林 甲府地区保健保安林

相模川中流水源かん養保安林 多摩川上流土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林 韮崎地区土砂流出防備保安林

相模川上流土砂流出防備保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川中流土砂流出防備保安林

二七・一〇ヘクター 六九・八九ヘクター

一、七三二・七〇ヘクター 〇四二・六七へクター 七〇五・二七ヘクター 五六三・五六ヘクター 一五一・七三へクター 一二一・四八へクター 一二四・九四へクター 一六二・五六ヘクター 七六・六六へクター 一六・〇六ヘクター 九八・〇五ヘクター 一一・五六ヘクター 七・一二ヘクタール 〇・七二へクター 三・三六へクター ル ル ル ル ル ル ル

土地改良区役員の退任及び就任

堰土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

平成二十七年六月一日

退

任

山梨県知事 後

藤

斎

同 同 理事 理事長 役職名 同 古屋 金丸 中村袈裟人 市川 市川今朝則 氏 博敏 俊男 秀章 名 同 同 山梨市市川六二〇番地 同 同 住 二七七番地三 一九四九番地 一六二六番地 〇〇〇番地 所 百 同 口 同 平成二十七年三月三十一日 退 任 年 月 日

山 梨 県 公 報 第二千五百十四号 平成二十七年六月一日

監事 同 同 司 司 司 司 司 司 司 坂本 佐藤 金井 市川 佐野 名取 市川 野沢 深沢 和教 武彦 正光 豊次 美好 良則 慎 清 勝 賢 吾 同 同 口 口 同 同 司 口 口 口 市川一七九五番地 西 北一三七番地 西二五七三番地 北五六四番地 | | | | | | | | | | | | | | | 六〇一番地 八五九番地 九六六番地 九二三番地 九七一番地 司 口 口 口 口 口 口 口 口 同

監事

手塚三治郎

司

市川二九六番地

同

司

佐藤

美仁

司

四〇二番地

同

同

坂本

純

司

六六番地

同

可

佐々木文彦

司

西二一一九番地

同

同

辻

兵部

司

八六三番地

口

同

雨宮たつ子

同

六八三番地

司

二就任

同	同	同	同	理事	理事長	役 職 名
深味	金井	古屋富士夫	藤井	手塚	瀧沢	氏
寿雄	典美	士夫	一男	俊夫	博道	名
同北四九	同一八	同一一	同八二	同三二	山梨市市川二一五一	住
九四番地	八四五番地	一一〇八番地一	八二二番地	三一一番地	五一番地	所
同	同	同	同	同	平成二十七年四月一日	就任年月日

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

•

同

小原

政仁

司

西

二五九一番地七

同

同

雨宮

克已

司

北

一六四番地

口

同

古屋

初男

司

一七〇七番地

口

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成二十七年六月一日

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

山梨県知事 後 藤

斎

一、一七五八の三、一七五八の四、一七五九及び一七六〇の区域一五六一の八、一五六一の九、一五六一の一〇及び一五六二並びに字飛地一七五八の大月市駒橋一丁目字仲山一五六〇、一五六一の一、一五六一の六、一五六一の七、

一公共施設の種類、位置及び区域

(「次の図」は	道路	公共施設の種類
、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び大月	次の図のとおり	位置及び区域

市役所に備え置いて縦覧に供する。)(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び大月

 \equiv 開発許可を受けた者の住所及び氏名

-府市丸の内一丁目六番一号 山梨県知事 後藤 斎

一般競争入札について

の適用を受ける調達契約に係るものである。 れた政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束 ケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成さ 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラ

平成二十七年六月一日

山梨県知事 後 藤

斎

一般競争入札に付する事項

- 調達をする物品等の名称及び数量
- 山梨県立高等学校向けWeb教務システム
- 数量 一式
- 2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 納入期限 平成二十七年九月三十日
- 納入場所 山梨県総合教育センター(山梨県笛吹市御坂町成田千四百五十六番地
- 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
- 停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加 この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名 資格のない者とみなす。 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、
- 次のいずれにも該当しない者であること。
- のいずれかに該当する者 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号
- いこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させな
- 第二条第六号に規定する暴力団員 三号に該当する者を除く。) てその役員が暴力団員であるもの 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) (地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であっ
- 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな

- (五) 営んでいない者 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、 引き続き二年以上営業を
- を除く。)でないこと。 ている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをし 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は
- 3 ることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。 調達をする物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができ
- できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供
- 5 又は「通信機器」に係る登録を受けている者であること。 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種(物品)のうち、 情報機器」

一般競争入札の参加資格の審査

几

- という。)を除く。) 日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」 申請の時期 平成二十七年六月一日(月)から同月九日(火)まで(山梨県の休
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法次に掲げる場所に持参すること。
- 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

Ŧi. 入札手続等

- 休日を除く。)、四の3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。 契約条項を示す場所 この公告の日から平成二十七年六月九日 (火) まで
- 2 入札説明書の交付方法
- おいて直接交付する。 の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所に この公告の日から平成二十七年六月九日(火)までの日(県の休日を除く。)
- る場所宛に平成二十七年六月八日(月)までに到着するように送付すること。 の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角形二号)を同封し、四の3に掲げ 五時までに六の6回に掲げる問い合わせ先に電話連絡すること。この場合におい て郵便で請求するときは、封筒の表に「入札説明書請求」と朱書し、二百五円分 以外の方法による交付を希望する場合は、平成二十七年六月八日 月
- 入札及び開札の日時及び場所
- 平成二十七年七月十三日(月)午後二時
- $(\overline{})$ (-)場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館 階出納局入札室

- 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
- 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- 第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないと 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)
- 四 入札書の金額、 いとき。 氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難
- に違反したとき。 ①から回までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件
- 5 範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 言語 日本語
- 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納 除する。 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免
- 3 除する。 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- 違約金の有無 有

4

前払金の有無 無

5

- 6 その他
- を負わないものとする。 なった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責め 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなく
- 詳細は、入札説明書による。
- 問い合わせ先 山梨県出納局管理課(電話〇五五―二二三―一三九五

* Summary

Nature and quantity of the products to be procured

Date and time for tender

発行者

Ш

Online Registrar System for Yamanashi Prefectural High Schools I units

Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1

Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395 Bureau in charge 2:00PM July 13 2015